

平成29年11月27日

生駒市長 小 紫 雅 史 様

生駒市入札監視委員会
委員長 森 裕 之

答 申

生駒市入札監視委員会条例第2条第3号の規定により平成29年10月19日付生契第72号で諮問のあった「本市と地域エネルギー会社「いこま市民パワー株式会社」との電力契約について」に関して、下記のとおり答申する。

記

第1 結論

- ① 生駒市の公共施設の電力調達については、本来、一般競争入札により決定するのが原則である。
- ② ただし、本件については、いこま市民パワー株式会社（以下「市民パワー」という。）と随意契約により契約を締結する法的義務が発生していると考えられることから、生駒市が市民パワーと契約するにあたっては**第2 理由**に指摘した事項に留意すること。

第2 理由

地方自治法は、「売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。」（法第234条第1項）と定め、「指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。」（同条第2項）と定められていることから、地方公共団体の契約の締結については、原則は一般競争入札とし、随意契約は例外としている。

電力調達については、平成26年の電気事業法等改正により、平成28年度から電力小売全面自由化が始まっていることから、原則として一般競争入札により調達先を決定すべきであるが、生駒市は公共施設の電力調達先を、今般、市民パワーと随意契約により契約を締結したいということである。当該随意契約について、生駒市は、次のような事業の特性を挙げ、生駒市随意契約ガイドラインのB-3「市の施策（福祉健康施策・商工業振興施策等）の中で位置づけられるため特定のものの契約を必要とする場合」に当たり、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号「その性質又は目的が競争入札に適さないも

の」に該当するものとして以下①～③の3点を主張している。

- ① 「環境モデル都市」としての一施策として、太陽光発電をはじめとする再生可能エネルギー電力等を活用した電力小売事業を市内で展開することにより、本市における再生可能エネルギーの普及拡大、電力の地産地消、収益の地域還元による地域の活性化を図ることを目的に、市民パワーを設立した。
- ② 市民パワーは、その事業収益を株主に配当せず、同社の活動から生じる利益は、すべて市民サービスや再生可能エネルギーの拡大など、公益事業に充てられる。
- ③ これまで市域外の電力会社への支払で、すべて市外に流出していた公共施設、事業所及び家庭の電気代の一部が地域内にとどまり、雇用も含めた具体的な経済効果が発生する。

ところで、市民パワーの設立にあたっては、平成28年5月に「生駒市地域新電力事業パートナー事業者選定に係る公募型プロポーザル」を実施し、パートナー事業者として大阪ガス(株)を選定しており、そして、平成29年7月7日に市民パワー設立の際に締結した「生駒市における地域エネルギー会社の設立及び運営に関する株主間協定書」(以下「協定書」という。)を締結している。このことから生駒市の公共施設の電力調達を市民パワーに行わせる旨の生駒市の法的な義務が発生していると思われる(※「生駒市地域新電力事業パートナー事業者選定に係る公募型プロポーザル」、「生駒市における地域エネルギー会社の設立及び運営に関する株主間協定書」は諮問に含まれないことから、その是非は当委員会としては議論すべき内容ではない。)

そこで、入札監視委員会は、生駒市が市民パワーと随意契約で進めるにおいては、次のような問題点があると思料する。

① 価格性

地方公共団体の契約は、その調達価格に合理性があるかどうか最も重要な論点の一つであるが、生駒市の説明によると、公共施設全体として負担する電気代の総額に変動が生じない価格で市民パワーから電力を調達することであり、現在の公共施設における電気料金の水準を前提とした場合には、経済性において著しく合理性を欠くものではないと認識できるものであるが、社会的な情勢の影響も含め、エネルギーの価格については、大きく変動することが容易に想定されることから、価格の合理性を継続的に確保できるか否かについては、課題があると言わざるを得ない。

② 大阪ガス(株)との関係

さらに設立当初とは言え、現時点で市民パワーが有する地域固有の電源は、生駒市所有の再生可能エネルギー及び(一社)市民エネルギー生駒の太陽光発電の6%にとどまり、不足分の94%は出資者の大阪ガス(株)から調達することである。公共施設の電力調達の直接的な契約の主体は、市民パワーではあるが、大部分を大阪ガス(株)からの供給に頼る状況である。

これらの問題点から、市民パワーと随意契約により契約を締結するにあたっては、生駒市は、契約価格の合理性を継続的に確保するため、常に電気料金の市場価格を把握し、市民パワーの料金が市場価格を上回る場合には、速やかにその価格以下となるようすべきであり、それが不可能な場合には市民パワーとの契約を解除し一般競争入札による電力調

達先の決定も選択肢とすべきである。また、平成29年12月から公共施設の電力調達に市民パワー1者からの独占的な供給となることが一般競争入札原則の例外となることの重要性を厳粛に受け止め、市民パワーが、設立目的を達成するため、市内の再生可能エネルギーからの電源調達を増やして大阪ガス株からの電力調達量を段階的に減少させる計画的な運営を行わせるべきである。市民パワーからの調達をする以上、市民パワーの事業計画及び経営内容について市民に対する具体的な情報（市内の電源からの調達率等）の提供を積極的に推し進め、市民の理解と支持を得られるよう取りはからうべきである。

■ 審議等の経過

開催日	内容
平成29年10月27日	第1回審議
平成29年11月13日	第2回審議

■ 生駒市入札監視委員会委員

役職	氏名	職業
委員長	森 裕之	大学教授
委員長代理	豊永 泰雄	弁護士
委員	松山 治幸	公認会計士